

平成26年 第19回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成26年12月3日(水)
開会 午後3時00分 閉会 午後3時40分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・3会議室
- 3 出席委員名 小松慶三、文珠清道、森益美、野木三司、米田敦弘
- 4 欠席委員名 なし
- 5 説明者 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 梅田利也、教育理事 松本明彦
教育総務課長 中村和幸、学校教育課長 横島勝則、
子ども未来課長中村八寿子、社会教育課長 土出政信、
文化財保護課 吉田 誠
- 6 書 記 教育総務課長補佐 坪倉武広
- 7 議 事
(1) 議案第86号 京丹後市における教科用図書採択地区の変更について
(2) 議案第87号 京丹後市立幼稚園条例施行規則の一部改正について
【追加議案 議案第88号】
(3) 議案第88号 京丹後市教育委員会事務局職員の人事異動について
- 8 その他 諸報告
- 9 会議録 別添のとおり(全8頁)
- 10 会議録署名
別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成27年1月5日

委員長 小松 慶三

署名委員 文珠 清道

- 〔招集者〕 京丹後市教育委員会委員長 小松慶三
- 〔被招集者〕 文珠清道、森益美、野木三司、米田敦弘
- 〔説明者〕 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 梅田利也、教育理事 松本明彦
教育総務課長 中村和幸、学校教育課長 横島勝則、
子ども未来課長 中村八寿子、社会教育課長 土出政信、
文化財保護課長 吉田誠、
- 〔書記〕 教育総務課長補佐 坪倉武広

〈小松委員長〉

ただ今から「平成26年第19回京丹後市教育委員会定例会」を開会致します。

11月27日に議会召集日がありました。12月議会も始まりまして。一般質問につきましても、教育関係について7名の方から早速質問があるようでございます。しっかりと対応していきたいと存じます。そしてまた、11月15日には平成26年度の京丹後市の小中学校音楽フェスティバルがございました。再配置となった学校、そしてまた、これから再配置となる学校もそれぞれの思いのこもった元気な歌声が非常に印象的だったと思います。また、11月17日の丹後地方教育委員会連合会の教育委員視察研修ということで、委員の方々には小浜市の教育委員会を訪問していただきました。私と教育長につきましては終日臨時議会があった関係で欠席させていただきましたけれども、ご苦労様でございました。

それでは、続きまして米田教育長から、第17回教育委員会定例会開催後の諸会議、行事等を中心として、教育長報告をお願い致します。

〈米田教育長〉

それでは、失礼します。

本年も仕事納めまであと20日少々となりました。この1年を振り返ってみますと、本当に多彩な、重大な、また京丹後市の教育界に大きなうねりを起すような大事業を沢山こなしていただきました。

何と云っても11小中学校の閉校と3小学校・1中学校の開校、峰山・弥栄・久美浜の子ども園の新築の大工事をはじめ、小中一貫教育の推進、いじめ防止対策推進法施行による新たな体制作り、それから京丹後市教育振興計画の策定、更には、地教行法の改正により教育委員会制度の大きな変換に対する対応の研修など、沢山の取組みをしていただきました。

これらの大事業を、不十分な点はあったにしろ、地域の方々から一定の理解を得ながら、また、評価を頂きながら進めてこれたことは、教育委員会議会で熱心に意見交流をしながら方向性を示して頂き、教育委員会と事務局が一体となり、更には学校や幼稚園、保育所と連携をとり、歩調を合わせた取組みをしていただいたおかげと感謝をしております。

しかし、ハード面は大きな山を乗越えようとしています。今回は、教育・保育の内容面の更なる充実という大きな課題に対応しなければなりません。今までの取組みを振り返りながら、更に前進させなければならぬと感じております。

来年も教育委員会全員で、教育委員全員で、これらの厳しい課題に心をひとつにして当たりたいと思います。

今委員長が言われましたが、来週9日、火曜日から11日まで、市議会一般質問を受けます。今回は7名の議員さんから「スポーツイベントや合宿による誘客、施設設備の充実」などスポーツ振興に関して、「小中一貫教育の支援体制や活動の予算」また、「管理職を含め教職員の資質の向上」「学校給食に地元栽培米の利用」「障害児者支援」「学校再配置に係る加配教員」「閉校になった学校・保育所の備品の活用」「教職員の時間外勤務・休憩時間・代休の確保」「少子化対策」「通学路の安全」「米軍基地受入に伴う子どもの安全」「臨時職員の待遇改善」「子ども子育て支援計画・放課後子どもプラン」など、多方面にわたっての質問を頂きます。多くの市民の方々に教育関係者の汗を感じていただけるような答弁に努めたいと思っています。

今年の教育委員会定例会は今日が最後になります。この1年間、本当にご苦労様でした。

それでは、前回教育委員会から昨日までの動静を簡単に説明致します。

【動静表を朗読、説明】

〈小松委員長〉

ただいまの教育長報告につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。

次に会議録の承認を行います。第17回の署名委員は森委員です。会議録につきましては、お手元の方に送付しております。原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

〈全委員〉

了承。

〈小松委員長〉

それでは、原案どおり承認致します。

〈小松委員長〉

本日の会議録署名委員の指名を致します。

文珠委員を指名しますのでお願いします。

〈小松委員長〉

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます

議案第86号「京丹後市における教科用図書採択地区の変更について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

この件につきまして、教育次長の方から提案説明します。

〈吉岡教育次長〉

議案第86号「京丹後市における教科用図書採択地区の変更について」説明をさせていただきます。

本議案は、市立小中学校において使用する教科用図書採択地区について、変更したいので教育委員会の承認を求めるものです。

教科書採択は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6項で教育委員会の職務権限とされ、本市におきましても、参考資料の11ページに付けております京丹後市学校教科用図書選定委員会規程を定め、この規程に基づき選定委員会を設置し、教育委員会から諮問を行い、選定委員会で調査研究を行い、意見具申を受け、教育委員会の責任において採択を行なっていました。

この採択に関しては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び関係省令により採択の手続き等について定められておりますが、いくつかの市町村が一つの採択地区となり協議を行い同一の教科書の使用が可能となっており、参考資料の1ページにありますとおり、京都府では7つの採択地区となっております。ご覧いただいておりますように、府内で単独市町村が採択地区となっておりますのは、京都市と本市のみとなっております。

今回、提案させていただきます内容は、現在共同採択している与謝地区と本市を統合し、一つの採択地区にするものです。

理由としましては、議案にありますとおり、与謝地区と本市との転出入が多いこと、高校の通学圏が同一であること、学習のことを考えると同一の教科書とすることが良いことに加え、教育条件・環境等の変化に応じて採択地区の適正規模化を図ることが良いと判断したものです。この適正規模化につきましては、教科書採択の際に調査研究に携わる調査員は教員を委嘱しておりますが、本市におきましても学校再配置により学校数と教員が減少しているため、学校及び教員への負担が大きくなってきていることから、採択地区の見直しが必要と判断したものです。

また、本年4月に義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律等の関係法令が一部改正され、手続き等の見直しがされております。今回の共同採択は来年度からの予定としております。この改正の内容を踏まえたものとします。これにより、共同採択地区内の教育委員会が規約を定めて協議会を設置し、その協議の結果に基づいて種目ごとに同一の教科書を採択することとなります。また、改正前は規定が無かった採択結果及び理由等の公表についても、努力義務とされましたので、各教育委員会で公表を行うこととなります。

なお、今後のスケジュールとしましては、参考資料の2ページに記載させていただいておりますが、各市町教育委員会で共同採択について議決を行った後、要望書を府教委に提出、府教委で議決後、文部科学省への通知を行い、4月1日付で規約を施行することになります。この規約については、協議が整い次第、改めてお示しをさせていただきます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〈小松委員長〉

議案第86号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈小松委員長〉

ございませんか。

〈野木委員〉

今公表のことでおっしゃったのですが、今回一緒になろうとしている与謝野町とか宮津市とか、そっちの策定委員会の方々と京丹後の策定委員会が同じものを、会議を行ったものが公表できるというふうに言われているのですが、それは先方では公表しない、京丹後では公表するということもあり得るわけですか。

〈吉岡教育次長〉

共同採択になった場合は、各市町の教育委員会で公表ということになります。採択協議会で公表ではなくて、市町村の教育委員会が公表するという形になります。

〈野木委員〉

そうでしたら、宮津で公表してこちらで公表しないということもあり得るということですか。

〈吉岡教育次長〉

努力義務なのですが、一般的には他の市町村がするのと同じ内容になりますから公表しないという事は考えられないというふうに思います。

〈文珠委員〉

採択地区も変更して与謝地区と京丹後市が統合するという趣旨につきましては大変理解できるものだと思いますし、必要なことではないかというふうに思います。ただ、その方法、また規約等いろいろと変わってくると思いますけれども、現在、与謝地区におきましては既に一緒になった採択方式ということで、それが基本になるのではないかなと思うのですけれども、具体的にどういう点が変わってくるのでしょうか。例えば、京丹後市では教科書の選定委員会を設けて選定をされるというふうになっているのですけれども、一緒になった時にも同じような考え方でやろうかということでしょうか。

〈吉岡教育次長〉

今回、従前からある協議会については法律に基づいた協議会ではなくて、任意で設けられた協議会だったので、今回の法律改正によって改めて法律の規定の中で適切に協議会を持てるような形になりました。それで、独自に規約が設けられていたと思うのですけれど、今回は国の方から見本となる規約の例等も示されてきておりますので、それに合ったような形での規約の制定になると思います。細かいことについては以前のもので大分違う部分もあるのではないかと思いますので、改めて示させていただいて、その内容を検討させていただくことになると思います。過日、打ち合わせがされておるので、課長の方から追加をお願いします。

〈横島学校教育課長〉

今週、設立準備会というのがございまして、基本的には現在の与謝地区だけの協議会は任意の団体ですので、先日の会議でその会の解散の方向の確認をされて、新しく設立準備

会の方で規約に基づいて、国の雛型が今おりてきていると次長の方から説明もありましたけれども、それと地域性等も加味しながら検討していった、2月上旬を目途で設立準備会の方で原案を確認したのち、それぞれの市町村で教育委員会の方で2月の定例会のあたりにその規約の検討、確認をしていただくというようなスケジュールで進む予定にしています、ということは聞かせていただいております。

選定委員会につきましては、現在任意の協議会の場合は採択協議会だけで選定委員会というのは与謝地区ではありませんでした。しかし、京丹後市は選定委員会制度をひいておりましたので、次の制度では多分選定委員会というのをきっちり持って調査をしたものを、最後採択をするという京丹後市と同じような方法で揃えたいというようなことは事務局から説明はございました。

<吉岡教育次長>

現在与謝の方でしている場合は、採択協議会の委員さんについては教育委員さんがなられているのですが、今度の場合には教育委員会、教育委員さん以外の人もなることも可能なのですが、そこら辺の事についても協議によって決めるという形になっていますので、規約案を示した段階でまたいろいろとご意見をいただくことになるというふうに思います。

<森委員>

私は、今更ながら認識不足でした。丹後教育局は宮津にありますね。そこが1つなので、京丹後も宮津も与謝も伊根もみんな同じものを使っているのかなと思っていたのですが、本当に近隣の地域なので良いことだと思います。あと、京丹後と与謝地区の住居の転入出が多いというようなことなのですから、これは別に理由はないのです。たまたま隣の地区というだけで。

<吉岡教育次長>

転出入の理由については、近隣だという事で異動があるのではないかなと思います。ですから、先ほど言いましたように、宮津の子が京丹後市に来た時に、違う教科書になりますので、少し不便を感じることもあるかなというふうに思います。

<小松委員長>

他にございませんか。

<野木委員>

すみません。この資料の中のご質問をしても良いでしょうか。

資料5からの、これは国からの通知というようなことになっているのですが、この通知に基づいて、今回このような一緒にというような動きもあったというようなことで良いのでしょうか。それとは全く別の話ですか。

<吉岡教育次長>

本市の場合は、先ほど少し説明の中でも申し上げたのですが、学校再配置によって教員や学校数が少なくなってきた関係もあって、採択に対する教員の負担が増えてきています。現場の方からも少しそういうお話もいただいている中で、採択の事を考えて今回色んな内

容も点検した中で採択地区の共同化を進めることにしました。ですから、法律の改正があったから採択をするということが趣旨ではないです。

〈野木委員〉

分かりました。そうだと思ったのですが、6ページの上の方の段に改正の趣旨として「近年共同採択に当たって協議が難航する事例が生じていることを踏まえ」というような文言があったので、そういった部分も、採択を一緒にするというようなことにも入っているのかなと少し思ったものですから。そうでなくて良かったです。

〈小松委員長〉

それではお諮りを致します。

議案第86号「京丹後市における教科用図書採択地区の変更について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈小松委員長〉

次に、議案第87号「京丹後市立幼稚園条例施行規則の一部改正について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

この件についても、教育次長から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第87号「京丹後市立幼稚園条例施行規則の一部改正について」説明をさせていただきます。

この規則は、京丹後市立幼稚園条例の施行に関し必要な事項を定めているものですが、来年4月の子ども・子育て支援法の施行に伴い、同法第20条第1項の規定により、子どものための教育保育給付を受けようとするときは、教育保育給付を受ける資格を有すること、子どもの区分についての申請を行い、認定を受けなければならないとされ、また同条第4項の規定では、認定を行った時にはその結果を通知しなければならないとし、これらの手続きにつきましては11月21日の教育委員会臨時会で「京丹後市子どものための教育給付を受ける資格等の基準を定める条例施行規則」をすでに承認いただいております。この規則では、保育の利用についての手続きは規定していましたが幼稚園の入園については規定が出来ておりませんでしたので、これらの手続きを規定している本規則を改正し、入園する場合の手続き及び様式について定めるものです。

条文の内容について説明させていただきます。

改正前の規則第11条では入園、第12条では休園及び退園について規定しておりますが、この2条を改正するものです。第11条第1項では幼稚園に入園しようとする児童の保護者は、臨時会で承認いただきました規則の規定に基づき、保育給付を受ける際に使用する利用申込書を提出することとしております。第2項では入園の仮決定と通知の様式を規定し、第3項では辞退をする際の様式を規定しております。第12条では退園、休園、復園の届け出の様式を規定しております。

なお、附則で施行期日は法律の施行日である平成27年4月1日からとしますが、準備行為は規則の施行の日前においても行うことができるというふうにさせていただきます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

<小松委員長>

議案第87号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願い致します。

<小松委員長>

特にご意見ございませんでしょうか。

それではお諮りを致します。

議案第87号「京丹後市立幼稚園条例施行規則の一部改正について」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認と致します。

<小松委員長>

引き続きまして、追加議案ということで、議案が1件準備されております。

初めに、会議の非公開についてお諮り致します。

議案第88号は京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第88号につきましては非公開といたします。

(非公開部分省略 議案第88号について同意)

<小松委員長>

これより会議を公開と致します。

〈小松委員長〉

以上をもちまして本日の議事はすべて終了させていただきました。

続いて5のその他ということで、諸報告、各課報告を順次お願いしたいと思います。

(1) 諸報告

〈教育次長〉

① 「共催」・「後援」に係る11月期承認について

(2) 各課報告

〈指導室〉

① 平成26年度京丹後市教育フォーラムについて

〈学校教育課〉

① 12月学校行事予定について

〈子ども未来課〉

① 平成27年度幼稚園・保育所・放課後児童クラブの利用申し込みについて

〈社会教育課〉

① 青少年健全育成講演会について

② 京丹後市高齢者大学院修了式について

③ 人権講演会について

〈小松委員長〉

全体を通しまして、何かご質問等ございますでしょうか。

〈小松委員長〉

それでは、以上をもちまして第19回京丹後市教育委員会定例会を閉会と致します。ご苦勞様でございました。

〈閉会 午後3時40分〉

[1月定例会 平成27年1月5日(月) 午後1時00分から]